

技術委員会・専門委員会 運営細目

(委員の資格)

第1条 各委員会の委員は、原則として本学会の会員でなければならない。ただし、専門委員会の活動に特に必要な場合には、会員外の学識経験者を招へいすることができる。

(委員会構成員の規制)

第2条 理事会構成員ならびに副部門長は、技術委員会の第1号委員となることができない。

2. 同一の技術委員会の第1号委員は、原則として同一機関から2名以上選定してはならない。詳細は申し合わせに定める。
3. 同一の第1種専門委員会の委員は、原則として同一機関から2名以上選定してはならない。詳細は申し合わせに定める。
4. 部門研究調査運営委員会（以下、部門運営委員会という）の第1号委員は、技術委員会の第1号委員となることはできない。

(申し合わせ)

同一機関であっても、当該技術委員長の承認を得て複数名委員選出を認める。

(新たに規制対象となった者の規制)

第3条 技術委員会の第1号委員で、新たに前2条に規定された規制対象となった者は、元の委員を退任しなければならない。

(正員構成比率等に関する規制)

第4条 「技術委員会・専門委員会運営要綱」（以下、運営要綱という）第5条1項(3)による専門委員会の正員構成比率等に関する規制は、本細目第22条に記載する。

(技術委員会第1号委員選定手続き)

第5条 技術委員会は、補充を要する委員数・任期満了および再任委員名とその所属機関名・候補者の氏名と所属機関名を書面に記載して部門運営委員会に提案し、承認を得るものとする。

2. 年度の途中において補充された委員の任期は、4月初めから起算されるものとする。

(委員の特殊更任)

第6条 特殊の事情による委員の更任を次のように定める。

- 1 所属機関の職責によって委員となっている者は、職責の変更とともに更任される。
- 2 委員が長期にわたり直接委員会の任務を遂行できない事情が生じ、委員会の業務に支障をきたすときは、原則として更任される。

(委員任免の強制権限)

第7条 運営要綱および本細目に規定する資格・規制ならびに本学会の年度方針に準拠するため、必要な場合には部門運営委員会または技術委員会の決議を経て、会長は委員を変更することができる。

(委員長・委員の代理)

第8条 各委員会の委員長が会議に出席できない場合には、副委員長またはあらかじめ委員長が指名した委員が代理する。

2. 専門委員会の委員が会議に出席できない場合には、代理を出席させることができる。ただし、代理は常に同一人であることが望ましい。

(研究会の開催)

第9条 技術委員会は、研究会を1ないし2ヶ月に1回の割合で開催することを原則とする。

2. 研究会の運営に関する詳細は、別に定める手引きによる。

(委員会議事の報告)

第10条 各委員会は、決議事項等を明記した議事録を毎回作成し、それぞれ関係委員会委員に、必要な場合には関係役員に報告しなければならない。

(次年度活動計画と年度報告の提出)

第11条 技術委員会は、次年度活動計画案を年度最終の部門運営委員会に提出しなければならない。

2. 技術委員会は、その属する専門委員会に関する事項を含む年度報告を年度最終の部門運営委員会に提出しなければならない。

(専門委員会の定例報告)

第12条 第1種専門委員会委員長は、毎年所定の期日までに、または委員会の解散時に、所定の報告用紙に必要事項を記載して、技術委員会に提出しなければならない。

2. 第2種専門委員会委員長は、活動および予算の支出状況を、技術委員会委員長を経由して年度最終の部門運営委員会に期末報告しなければならない。

(第1種専門委員会の経理・事務)

第13条 第1種専門委員会(調査専門委員会、研究専門委員会)の運営管理は基本的に委員会の責任において実施する。

(第2種専門委員会の経理)

第14条 第2種専門委員会の経理は次のように定める。

- 1 会合費および通信費・資料費等の委員会経費は、全額参加負担金等によるものとするが、準備段階では部門会計担当の承認を得て、部門一般会計から借り入れることができる。
- 2 剰余金の処理は当該委員会の議決による。また、欠損金については、参加負担金の追加で補填されるものとする。

(第2種専門委員会の事務)

第15条 第2種専門委員会の開催通知・議事録作成などの事務は、原則として当該委員が行う。ただし、付1のものは本学会事務局が代行する。

(専門委員会経費の助成)

第16条 専門委員会経費の一部を助成するため、部門運営委員会の承認を経て、100周年記念基金による助成金交付を研究経営会議に申請することができる。

(研究会の経理)

第17条 研究会の経理は次のように定める。

- 1 公開の研究会に要する経理は本学会事務局で行う。
- 2 他学協会と協同して公開の研究会を開催する場合は、あらかじめ経費の分担を定めておくものとする。

(他学協会と協同活動する専門委員会の経費)

第18条 他学協会と協同活動をする専門委員会の経費は、他学協会等との協定により本会理事会が別途これを定めるものとする。

(格別の経費を必要とする場合の処理)

第 19 条 技術委員会が格別の経費を必要とする企画を実施する場合には、企画案を事前に部門運営委員会に提出し、承認を得るものとする。

(書類の送付)

第 20 条 議事録は、各委員会の全員にその出欠の如何を問わず配布しなければならない。また同時に、本学会事務局にも提出するものとする。なお、欠席者への資料送付は当該委員会の判断による。

(書類の保存)

第 21 条 各委員会の議事録は、別に定める期間、保存するものとする。

(専門委員会の正員比率等)

第 22 条 本細目第 4 条に規定する正員構成比率等に関する規制は、次のように定める。

1. 調査専門委員会の委員中に正員が占める比率(委員の正員率)は原則として 0.8 以上とする。詳細は申し合わせに定める。
2. 第 2 種専門委員会委員のうち、同一委託企業等から選定可能な最大の委員数は 3 とする。

(申し合わせ)

1. 非会員の方に関しては、調査専門委員会活動期間中は少なくとも電気学会員となっただくようお願いする。
2. 従来電気学会が扱っていた技術領域の枠組みを越える新技术を扱う委員会の場合の正員率は、新設時に限り 0.5 を下回らないものとする。ただし、2 期目以降は所定の正員率(0.8 以上)を適用する。2 期目とは、解散した調査専門委員会が解散報告書に記載された「今後の課題」について更に後続に調査専門委員会を設置する場合である。
3. 正員率 0.8 が達成できない場合には、設置趣意書にその理由を明記する。

(付則)

1. 本運営細目は平成 3 年 4 月 25 日、理事会において承認制定。
2. 本運営細目は平成 3 年 5 月 24 日より施行する
3. 本運営細目は平成 15 年 2 月 6 日、調査会議において一部改正。
4. 本運営細目は平成 17 年 4 月 14 日、研究経営会議において一部改正。
5. 本運営細目は平成 17 年 6 月 30 日、研究経営会議において一部改正。

付1. 第2種専門委員会の事務

項 目	協同研究委員会	特別専門委員会
集金業務	現金収納 領収書（学会名で発行）	現金または振込収納 請求書、領収書の発行業務は委員会からの依頼により本学会事務局が行い、集金額の5%の手数料を本学会に納める。
発注・検収業務		1件当たり10万円以上のものは、委員会からの依頼により本学会事務局が行う。
会議室の手配	本学会会議室が空いている場合はこれを提供し、満室の場合は貸会議室の紹介を行う。	